

事業契約書(案)の改訂 新旧対照表

事業契約書(案)

新（令和 7 年 12 月 2 日修正版公表）	旧（令和 7 年 10 月 16 日公表版）
<p>第 35 条（本件施設の契約不適合責任等）</p> <p>1, 2, 3, 4 [略]</p> <p>5 事業者が契約不適合責任期間の内に第 1 項の契約不適合を知り、その旨を市に通知した場合において、事業者が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求をしたものとみなす。</p> <p>6, 7 [略]</p>	<p>第 35 条（本件施設の契約不適合責任等）</p> <p>1, 2, 3, 4 [略]</p> <p>5 事業者が契約不適合期間の内に第 1 項の契約不適合を知り、その旨を市に通知した場合において、事業者が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求をしたものとみなす。</p> <p>6, 7 [略]</p>
<p>第 53 条（市による検査及び引渡し）</p> <p>1 市は、前条（事業者による試運転）第 6 項の規定による工事完成届の提出を受けたときは、提出を受けた日から 14 日以内に事業者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該改築工事及び整備工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を事業者に通知しなければならない。この場合において、市は、必要があると認められるときは、その理由を事業者に通知して、当該改築工事及び整備工事の目的物を最小限度破壊して検査することができる。</p> <p>2, 3, 4, 5 [略]</p>	<p>第 53 条（市による検査及び引渡し）</p> <p>1 事業者は、前条（事業者による試運転）第 6 項の規定によるによる工事完成届の提出を受けたときは、提出を受けた日から 14 日以内に事業者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該改築工事及び整備工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を事業者に通知しなければならない。この場合において、市は、必要があると認められるときは、その理由を事業者に通知して、当該改築工事及び整備工事の目的物を最小限度破壊して検査することができる。</p> <p>2, 3, 4, 5 [略]</p>
<p>第 55 条（市による改築工事及び整備工事の対価の支払い）</p> <p>1, 2 [略]</p> <p>3 市がその責めに帰すべき事由により第 53 条（市による検査及び引渡し）第 1 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項</p>	<p>第 55 条（市による改築工事及び整備工事の対価の支払い）</p> <p>1, 2 [略]</p> <p>3 市がその責めに帰すべき事由により第 53 条（市による検査及び引渡し）第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項</p>

新（令和7年12月2日修正版公表）	旧（令和7年10月16日公表版）
<p>において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。</p> <p>4,5 [略]</p>	<p>において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。</p> <p>4,5 [略]</p>